

## 企業の社会的責任に関する一般的规定

中 村 一 彦

### 一 は し が き

筆者は、かつて、企業法研究二三二輯において、つぎのように述べたことがある。<sup>(1)</sup>

株主、債権者、従業員、消費者、地域住民など各種利害者集団から、企業の社会的責任の達成をうながす規制が企業に対して加えられる環境になると、これに対応して、企業の内部に、とくに経営組織について、自己規制力が有効にはたらくような組織が必要となる。それも、単に経営者の倫理観に期待するのではなく、どの企業の経営者にも共通に社会的責任を果し、社会的トラブルの発生を自ら防がざるを得ないような経営体制を法的に準備することが必要である。私は現行商法の解釈論として、第二五四条ノ二は取締役の公共的義務を定めたのであり、第二六六条ノ三は取締役の公共的義務違反の責任を定めたものと考えている。この第二五四条ノ二の規定の

前身をなす仮案が、取締役は「株主」および「債権者」の利益を考慮して、会社のため誠実に業務を遂行する義務を負うべきものとされていたが（伊沢・註解新会社法四一八頁参照）、立法論としては、さらに「従業員」「消費者」「地域住民」などを追加して、明文をもって、取締役の公共的義務を定めるべきであろう。右に述べた取締役の公共的義務は、倫理的要素の強い義務であることは否定できない。したがって、これだけでは十分と言えない。とくに、わが国における経営体制の実情を考慮すると、どうしても、取締役会の改正問題にふれざるをえない。……

要するに、企業の社会的責任を遂行するためには、取締役会の改正、その他（たとえば営業報告書と環境情報の開示、社会的責任会計など）の個々の規定による規制と併せて、取締役の社会的・公共的義務を定めることが必要である旨主張したのである。<sup>(3)</sup>

同じ頃（昭和四九年九月）、西原寛一教授も「たとえは権利濫用とか、信義則のような一般規定を設けることも、必ずしも意味のないことではないように思われる」と述べておられる。<sup>(3)</sup>

その後、田中誠二博士、松田二郎博士、小島康裕教授、森淳二朗講師などによって、それぞれの立場から、企業の社会的責任に関する一般的规定を設けるべきであるとの積極的提案ないし意見が発表されている。<sup>(4)</sup>

これに対して、商法学者の大部分は商法あるいは会社法の中に一般的规定を盛込むことに消極的のようである。また、昭和五〇年六月、法務省によって会社法改正に関する意見照会が為され、そこでは企業の社会的責任が第一にとり上げられている。それによると、①取締役に対し社会的責任に対応して行動すべきであるという意見と、②一般的规定を設けることよりも、むしろ現在の個々の制度の改善をはかり、これを通じて企業の社会的責任をは

たすことを期待するという意見の二つが示され、各界の意見が求められている。それに応じて、各界から意見が提出されたが、やはり、一般的规定を設けることに對して消極的な意見が多い。<sup>(5)</sup>

筆者は一般的规定と個别的規定の併用論者である。そして、どちらに重点をおくかと言えば「一般的规定よりも具体的規定によつて、企業に社会的責任を遂行せしめることが望ましい」と考えている。一般的规定を一ヶ条置いただけで、企業の社会的責任が達成されるとは思われなからである。しかし、個别的規定によつて、社会的責任の内容すべてを網羅することも困難である。したがつて、個别的規定の解釈にあたり、その指針となり、また個别的規定が設けられていない問題領域をカバーできるという意味において、一般的规定が必要と考えている。

最近における、企業の社会的責任に関する商法学者の議論は、一般的规定の是非に集中している感がある。しかも、個别的規定の検討を抜きにしてである。一般的规定に関する積極論者の説くところ、その立場によつて、必ずしも同一内容、同一表現でないにもかかわらず、消極論からの批判の多くは、(千篇)一律的批判であることにも不満を覚える。

本稿においては、一般的规定の是非に関する議論を整理し、消極論のみでなく、個々の積極論に対しても、批判を加えるべきものについては、これに加え、個别的規定とくに取締役会の構成との関連において、一般的规定に関する私見を明らかにしてみたいと思う。

註

(1) 同誌二二六頁。

(2) なお、拙稿「企業の社会的責任論に対する法学からのアプローチ」法政理論七卷一・二合併号一四七頁参照。

(3) 西原「今後の商法改正の諸問題について」第二九回全国株懇連合会定時会員総会報告書一一六頁。

(4) 田中(株式会社の社会的責任についての商法上の立法論的考察) 亜細亞法学九卷二号一頁、松田「会社の社会的責任について——商法改正の問題として」商事法務七二二号二四頁、小島『企業の社会的責任』の法的性質——反独占法理の歴史と展望その四」法学セミナー一九七五年一〇月号八六頁以下、森「企業の社会的責任条項と公共性の法認」企業法研究二四七輯一七頁以下。

(5) 稲葉威雄「会社法改正に関する各界の意見——法務省の意見照会に対する回答結果について」商事法務七二五号二頁以下  
参照。

## 二 一般的規定に関する消極論

現在までに発表された一般的規定に関する商法学者や、各種団体の消極論を整理すると、およそ、つぎの二つに分けられる。

(一) 一般的規定の新設および個別的規定による規制のいづれにも反対する見解

たとえば、関西経済連合会は「一般規定を設けることには反対」で「株主総会、取締役会、企業内容開示制度等の個別的な規定の改正を通じて、会社に社会的責任を果させようとする考え方についても賛成できない」との意見である。その理由としては、個別的制度の改善はその制度自体の目的に照らして、法と現実の乖離を縮小する方向で行なわれるべきであって、企業の社会的責任という漠然とした概念から心情的、一面的に行なわれるべきものではないとする。

しかし、昭和四九年秋以降の石油危機を転機として、企業の社会的責任をめぐる議論が沸騰し、国会の決議によ

つてそれが国を挙げて取り組むべき課題となった事情を考慮すれば、全面的消極論とも言うべき右の見解には賛成できない。

(一) 一般的规定の新設には反対であるが、個別的规定による規制には賛成する見解

消極論の多くは、これに属する<sup>(2)</sup>。さらに、この見解を個別的规定による規制について、(1)「消極的賛成」のもの<sup>(3)</sup>と、(2)「積極的賛成」のものに細分することもできよう。そして、(1)に属する意見が大半と思われる。たとえば鈴木竹雄教授は、個別的规定の改善について、①株主の質問権とか提案権は、会社の社会的責任を追及するのに「役立つ」のではないか、②社外重役の導入は、企業の社会的責任の問題に「通ずる」のではないか、③営業報告書に社会的責任に関する事項を掲げさせるようにすれば「役立つ」ところがありはしないかと述べ、これらの問題は、直接には会社内部の株主の利益を考えて、株主の利益のために規定を設けると、それが社会的責任を追及することにも使われ、法的に言えば副次的な効果の問題のように思われる<sup>(3)</sup>。また東京商工会議所は「株式会社法の個々の制度の改善をはかる点についても、株主・会社債権者の利益の保護を重点とすべきである。そして、それによる間接的效果についても、企業が社会公共の利益に反するようなことを抑制するのに役立つことを期待するにとどめるべきである」との意見である。要するに、個別的规定による規制に賛成と言っても、それは企業の社会的責任に間接的に役立つことを期待しているだけであって、直接的規制を考えているわけではないのである。

このようにみると、(一)の(1)の見解は、前記(一)の見解と厳密な意味で区別することができるか疑問である。たとえば、前記鈴木教授はつぎのように論じておられる。「公益優先とか企業の社会的責任とかいうのは、それぞれの時代の社会的風潮であるが、商法学者までが無思慮にそれに押し流されるべきではなく、したがって、企業の社会的責任を安易に株式会社法に盛り込めという要請には、大きな抵抗を感ぜざるをえない<sup>(4)</sup>」と。

前記(1)の(2)の立場を採るものとして、竹内昭夫教授、菅原菊志教授などを挙げる事ができようか。「そんな一般規定で片づけられるような甘い問題ではないと考えている。……だからこそ、個々の点について規制を厳格化する方向で根本改正のあり方の検討を進めるべきだ」<sup>(5)</sup>とか、「企業の社会的責任の問題は重要であるので、一般的规定の否認によって、この問題の検討をも忘れてはいけない」<sup>(6)</sup>という論調によって、このように判断したが、両氏によって個別的制度の問題に関する詳細かつ具体的な議論がまだ示されていないので、ここで、この立場を批判することはできない。

さて、消極論が積極論に反対する理由としては、①企業の社会的責任についての一般的规定は経済法に属するので、それと体系を異にする商法の中におくべきではない、②企業の社会的責任に関する規定は、組織法たる会社法の法的性格にそぐわない、③一般的规定を設けることは法的技術的に困難である、④精神的・訓示的规定であって、法的には意味がない、⑤経営者の裁量権の拡大をもたらず、⑥ナチズム・ファシズムの復活のような危険が感ぜられる、などが挙げられる。以下、これらの点を検討してみよう。

(1) 鈴木教授は、商法が企業をめぐる経済主体間の利益の調整を目的とするものであるのに対して、経済法は社会・公共の利益のために企業に規制を加えるものであり、その意味において、いわば商法が横の関係の問題であるのに対して、経済法は縦の関係の問題ということになるとの考え方に基づいて、横の株式会社法に、縦の関係である企業の社会的責任という問題を同じ平面において併立させようとしても、それは当然無理なことであると主張される。<sup>(7)</sup>

これに対して、経済法が一見従来の商法と融和しがたい原理の上に立っているようにみえるが、経済法もその主たる対象が直接・間接に企業であつてみれば、これと商法との二元的対立は永久のものとは考えられず、両者はや

がて融合または合一すべきことを主張される西原教授が、一般規定の積極論者であることは、「はしがき」において、述べたとおりである。<sup>(8)</sup> また松田博士も経済法と商法の限界は必ずしも截然たるものではないとの立場にたつて、「一般規定の採用に反対するのは、今なお会社を一九世紀個人主義的見解を以て律し、会社の社会性・公共性を顧みることなく、却つてこれを危険視するもの」と説かれる。<sup>(9)</sup>

資本主義体制が維持され、いやしくも個々の経済主体の利益がそれ自体として存在しうる限り今後も商法がその存在を失うということはないかも知れない。しかし、このことは商法の一部が変質することまで否定することにはならない。根本改正が予定されている会社法のうち、大企業を対象とする会社法は、正に経済法的に変質するであろうし、そこでは同じ株主であっても、もはや従来 of 等質的な株主は存在せず大株主（法人株主）と利益対抗関係にある、異質の一般株主の利益保護がきわめて重大な問題となるであろう。大株主と一般株主の地位の交換は、もはや考えられないからである。そして、会社をめぐる株主、債権者、経営者という個々の経済主体の利益も、社会・公共の利益の中でのみ存立しうるのと考え方、換言すれば、個々の経済主体の利益を基礎として、経済主体相互間の利益を調整することも、社会・公共の利益を考慮することなしには不可能であるとの考え方を会社法に盛り込むことが必要となろう。そのような会社法を商法と呼ぶか経済法と呼ぶかは言葉の争いにすぎないといふべきである。

すでに西ドイツにおいては、労使共同決定の問題がはじめは特別法で規制されていたが、一九六五年には株式法自体の規定によって規制されるに至っている。たとえば、監査役会の構成を規制する株式法九六条は、経営組織法、共同決定法および共同決定補充法を引用する。<sup>(10)</sup> 一九七一年のオランダをはじめとして、一九七二年にはノルウェーとスウェーデンが、一九七三年にはオーストリアとデンマークが、そして、一九七四年にはルクセンブルグ

が、それぞれ労働者の経営参加に関する新立法を成立せしめたが、イギリスにおいても、一九七四年五月、労働党によって公表された「社会と会社」(The Community and the Company)と題する表題の青書(Green Paper)によって、伝統的会社法理が時代遅れと評価され、従業員との経営参加を推進しようとしていることは注目値する<sup>(11)</sup>。

なお、一般的規定に関しては消極論を採りながら、経済法と商法との体系の相違のみを理由として消極論を唱えることは妥当ではないとの見解がある。菅原教授の見解で、形式的意義における商法は厳密に実質的な意義の商法のみを内容としているわけではなく、その立法技術ないし立法政策の当否は別として、会社法の中に経済法的規範が含まれていたり、あるいは経済法に属する法律(たとえば、証券取引法)に商法的規範が含まれている例は、内外に見られるところである、というのがその理由である<sup>(12)</sup>。

(2) 企業の社会的責任に関する一般的規定は、組織法たる会社法の法的性格にそぐわないとする見解は、日本弁護士連合会、関西経済連合会などによって唱えられている。しかし、この見解が、企業の社会的責任を経済法によって制御可能な企業行動のみ結びつけ、他方で会社の組織については不必要なまでに伝統的な企業観に立っていることは、今日、極めて不自然である<sup>(13)</sup>。株式会社法は純粋な組織法であり、それ自体自己完結的な、いわば価値中立的な法であるとか、商法はその技術的性格のゆえに、国の政治的理念や経済政策などによって左右されるものではないと主張する伝統的商法学説は、会社法が企業の社会的責任とは無縁な法であり、商法は資本主義社会のみでなく、逆に社会主義社会にもそのまま妥当するように思考するかも知れないが、かかる見解が誤りであることは、すでに指摘されているとおりである<sup>(14)</sup>。

(3) 社会的責任に関する一般的規定を設けることは、法技術的に困難であるとの見解は、大阪工業会によって表明されている。筆者もその困難性を否定はしないが、企業の社会的責任を含む商法改正が国権の最高機関としての国

会決議にもとづくものであるだけに、立法化の難事を理由として、これを避けることは許されない。

(4) 一般的规定は、訓示的规定であつて、法的意味のない一種の宣言にすぎないとの見解がある。<sup>(15)</sup>しかし、学問的立場からだけではなく、実際上も地域住民、消費者などによって、企業の社会的責任が強調され、それについて株式会社法のなかに一般的规定をおくことは、一般になんらかの機能をはたすものと期待されるのは当然である。

(5) 一般的规定の抽象性のゆえに、経営者の裁量権の拡大をもたらすとの批判がある。竹内教授は「株式会社は社会的責任を負う」(松田博士の提案・後述)というような表現では、取締役に対して、一定の価値基準に従つた会社運営を指示することはできないので、結局、経営者に相当程度の裁量権を認めざるをえないのであり、そのことは、経営者をますます独裁者に近づけることになる、というものである。<sup>(16)</sup>経団連も企業の社会的責任という一般的、抽象的规定を制定することは、「却つて企業関係者全体の利益が害される余地を与えることになりかねない」とし、「抽象的な法文でこれを強制することになれば、関係者の部分的利害の主張に悪用されたり、あるいは企業的目的外の行為を強制されたりするおそれがある」と述べているのは、極端な左のイデオロギーのグループによつて悪用されることを、危惧してのことと想像される。しかし、このことは逆に企業関係者全体の利益という名目で、巨大企業の利益擁護のため悪用されるおそれもある。

ところで、一般的规定があると、直ちに経営者の裁量権の拡大という結果をもたらすと考えるのは早計である。裁量権拡大の危険性は、あくまで一般的规定の抽象性が原因であるから、一般的规定ではあるが、これができる限り具体的に規定することにより、また一般的规定を一ヶ条設ければ足りるとせず、たとえば取締役会の構成をいかにするかという個別的規定をも併用することによつて、経営者の裁量権の拡大を防止することは可能と考える。

(6) 一般的规定を新設することに反対する論拠として多く採用されるのは、ドイツにおける一九三七年株式法七〇

条一項の規定に対する非難である。右規定は、ヒットラー時代、ナチスの国家主義的団体法思想にもとづく指導者（フューラー）理念が株式会社法の中にあらわれたものであるから危険であり、戦後、一九六五年の株式会社法改正で削除されたのであって、これによく似た企業の社会的責任に関する一般的规定は、百害あって一利なしと言われる。<sup>(17)</sup>

これに対しては、松田博士が「ドイツではナチス時代、ヒットラーの意見はすべての法律に優先したにせよ、わが国は全く趣を異にする。」「一九三七年株式会社法七〇条一項の規定が決してナチスによる新しいものでない。」「一九六五年の株式会社法改正に当たっても……もし従来<sup>(18)</sup>の条文「七〇条一項」筆者注」を削除するときは、却って公共の福祉を顧みる必要がないと解される虞があるとの主張があつた。」などの反論をされて、消極論のいう危険性を否定されて<sup>(18)</sup>いる。

筆者も、ファシズムの出現は一般的規定の有無によって、必ずしも左右されるものでないことは、残念ながらわが国において戦前、戦中においてすでに経験済みである旨、指摘したことがある。<sup>(19)</sup>

消極論のなかにも、一般的规定とファシズム復活の危険とを直ちに結びつけることは余りにも性急な議論であるとの見解がある。<sup>(20)</sup>

ナチズム・ファシズムの復活というような発想は非科学的であり、根拠に乏しいと言えよう。<sup>(21)</sup>

#### 註

(1) 「会社法改正に関する主要意見」 商事法務七二八号六五頁。なお、同旨の団体として商事法務研究会・経営法友会がある。以下各種団体の意見について、特に文献を明示しない場合は、前掲商事法務に拠るものである。

(2) 経団連、日本公認会計士協会、東京証券取引所、大阪工業会など。鈴木「株式会社法改正の基本的問題点」 商事法務七〇

一号四頁以下、矢沢「商法の次期改正について」代行政ポート三〇号一四頁以下、竹内「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」商事法務七二二号三三頁以下、菅原「企業の社会的責任」法律のひろば二九卷二四頁以下、河本「企業の社会的責任——法学的考察」ジュリスト五七八号一〇六頁以下。

(3) 鈴木・前掲四頁。

(4) 鈴木「歴史はくり返す」ジュリスト五七八号一頁。同旨・矢沢・前掲一四頁。河本教授も、企業の社会的責任論は商法のような一般法の分野で明確な形をとることは困難であると言われる。同「企業の社会的責任」神戸法学雑誌二四卷一号一九頁。

(5) 竹内・前掲四四頁。

(6) 菅原・前掲一〇頁。

(7) 鈴木・前掲「ジュリスト」一〇頁。

(8) なお、西原・日本商法論一卷六四頁以下参照。

(9) 松田・前掲二五頁。

(10) 一九七五年七月一日から施行される西ドイツの新共同決定法は、従業員二十人以上の企業の経営に労使が対等の立場で参加するという画期的なものである。

(11) 奥島「労働者の経営参加と会社法改革の展望」商事法務七二二号七二頁以下。イギリスにおける Green Paper については、星川・川内「社会主義的会社法の構想」商事法務六九九一七〇号および七〇二号および中島史雄「イギリス労働党の労働者経営参加構想とその背景」茨城大学政経学会雑誌三五号二三頁以下。

(12) 菅原・前掲六頁。逆に大隈博士は商法と経済法との総合が問題とならざるをえない場合を認めながら（大隅・商法総則五四頁）、一般的規定を会社法の中に設けることには消極的である（大隅「私の会社法改正意見（対談）」商事法務七二三号八頁。

- (13) 同旨・石井孝史「会社法と企業の社会的責任」企業法研究二四七輯二六頁。
- (14) 新山雄三「株式会社法と企業の社会的責任論」法律時報四六卷九号三八頁、小島康裕「日本の株式会社法の発展と現代法的課題」法政理論八卷二号二四頁以下。
- (15) 鈴木・前掲「ジュリスト」一〇一一頁、竹内・前掲三八頁。
- (16) 竹内・前掲四二頁以下、菅原・前掲七頁。
- (17) 鈴木・前掲「ジュリスト」一〇一一頁、河本一郎・前掲「ジュリスト」五七八号一一四頁。
- (18) 松田・前掲二四頁。
- (19) 拙稿「法政理論」一四八頁。
- (20) 菅原・前掲七頁、竹内・前掲二四頁、喜多川「会社の社会的責任」商事法務七二〇号八頁。
- (21) Hans Würdinger, Aktien- und Konzernrecht, 3. Auflage, 1973, S.112. を根拠に、ナチズム・ファシズムの復活を懸念されていた河本教授がヴェルデインガー教授から「いまなら自分にはやそのようなこと(筆者注)全体主義国家の表われは書かないだろう」と言われて、驚きを平直に表明されていることでも、うなづけるであろう。河本「ドイツ会社法セミナーの概要」商事法務七一九号二二三頁。

### 三 一般的规定に関する積極論

一般的规定に関する積極論は、大別すると次の二つになる。

(一) 一般的规定の新設に賛成であるが、個別の規定による規制は不用であるとの見解

東京株式懇話会第八部会の見解で、個々の規定に触れていくと、商法自体と個々の経済法規との調整が二重、三重になってしまふ大改正の作業となるから、一般規定で十分であり、精神規定でもそれなりに意味があるというのがある。その理由である。またこれとはほぼ同趣旨と思われるのは、石井孝史氏（関西経済連合会主任研究員）の見解である。石井氏は、松田博士の「株式会社は社会的責任を負う」という提案（後述）に賛意を表するとともに、個々の制度にも触れている。しかし株主の質問権や提案権の導入、株主総会の権限強化について、あまり実質的意義を認めない。会社が危機的狀態に陥った異常時には、会社更生法があるので、平時は一般的规定の範囲内で企業が自主的に対処すればよいとされる。

筆者は前にも述べたとおり、一般的规定を一ヶ条置いただけで、社会的責任が達成されるとは思われないから、これらの見解には賛成できない。

(二) 一般的规定の新設および個別の規定による規制のいずれにも賛成する見解

積極論の多くはこの立場を採ると思われる。

(1) 西原寛一教授は、「会社は本来は株主の利益のために活動すべきであるが、現在ではそれを越えて地域社会や、あるいは全体社会のために、応分の無償の寄付も許されること、しかも、それは取締役の忠実義務違反にはな

らないこと、さらには公害防止や公正取引の順法行為が社会的関連において会社存立の基盤をなすこと、そうしたことを明らかにする意味では、たとえば権利濫用とか、信義則のような一般規定を設けることも、必ずしも意味のないことではないように思われる<sup>3)</sup>と述べておられる。そして「それをどういうような表現にするかということは大きな問題<sup>4)</sup>」とされながらも、教授自身の具体的な表現は示されていない。これと同趣旨の見解は、日本弁護士連合会の少数意見に見られる。すなわち、企業の社会的責任の一般的規定を、株式会社法の中にだけおくことには、反対であるが、歴史の流れからみても、また衆・参両院法務委員会における附帯決議からみても、商法一般の原則として商法総則中に民法一条に類似した社会的責任原則の規定をおくことには賛成であるとするものである。商法は、従来、利益追求の面のみから規定されていたもので、これが商人の行動規範であったと思うが、商人の行動の社会的影響の大きい現在においては倫理性の面からも問い直す必要があるというのが、その理由である。

消極論者である大隅博士は企業の社会的責任が、①社会公共の利益に反しないこと、②積極的に社会公共の利益の要求に従うこと、③更に積極的に社会に奉仕すること、の三つの内容を含むものと解される。そして、②と③の意味では営利性と両立するか疑問であるとされ、①の意味に解すれば、民法一条一項の「私権ハ公共ノ福祉ニ違フ」とか、同条三項の「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」といった規定によって、すでに押えられているから、商法上一般的規定は不要であるとされる<sup>5)</sup>。経団連も、民法一条のほか、同九〇条の公序良俗違反の行為無効、同七〇九条の不法行為の損害賠償に関する規定によって、十分対処できるとする。

問題は、企業の社会的責任に関する一般規定がいかなる表現を採るかにもよる。民法一条の規定と全く同一の内容・表現であれば、これを不要としなければならないが、商法は民法と異なる体系を有し、ことに会社法は民法から離れてまとまった一体を形成しているから、民法一条の規定のような趣旨を、会社法的にモディファイして、具

体的な形で示すことができるならば、むしろ、これを設けることが望ましいと言えよう。

(2) 松田二郎博士は「株式会社は社会的責任を負う」という一般的规定を株式会社法の総則におくべきことを提案しておられる。<sup>(6)</sup> その理由は巨大株式会社は今や単に一時的の株主の私有物でなく、将来の株主・従業員・会社債権者に対して利害關係を有し、さらに広く公衆にも重大な影響を及ぼす以上、おのずから公的色彩を帯びざるを得ないのであって、民法第一条が私権の社会性・公共性を闡明したのに応じて、株式会社の社会性、公共性を示す必要がある、というものである。

「株式会社は社会的責任を負う」という表現は、まことに単純明快に見える。しかし、会社が誰に対して、どのような内容の責任を負うのか、具体的に示されていないので、消極論の立場から、法的に実効性があるか否か、疑問が出されている。<sup>(7)</sup> もちろん、松田博士は裁判実務の経験から、実効性がある旨主張される。<sup>(8)</sup> しかし、抽象的规定に実効性をもたせるとかえって危険である。<sup>(9)</sup> 消極論の立場から経営者の裁量権の拡大の危険性という点でも批判がなされている。<sup>(10)</sup> 松田博士の社会的責任論は、一般的规定の問題に焦点が絞られている。したがって、個別の規定との関連について、博士の見解は必ずしも明らかではない。おそらく、個別の規定による規制を不要とするものではないと思われるが、少なくとも、この問題について明示すべきであった、と言えよう。

(3) 田中誠二博士は「取締役の義務として、会社の規模や経営状態、資産状態に応じ、また会社の目的たる企業の種類によって、できるだけ社会的責任を果たすように努めることを要する旨の規定を設けることは、望ましいのではないかと思う」と言われ、ただドイツの一九三七年株式法七〇条一項のような字句は、企業の国家性の再現という誤解をさけるために、一切これを採用すべきではなく、「国家」に対する責任の代りに「社会一般」に対する責任を果たすということを明らかにする必要がある」として、一般的规定の必要性を強調されている。<sup>(11)</sup>

そして田中博士は、企業の社会的責任を「会社の社会一般に対する法的責任」という意義に解され、それを内容的には、慈善団体や失業者保護施設への寄附、学術研究・文化進展のための寄附などの行動、環境改善や地域社会改良のための行動をなすべき責任、一口でいえば、社会的、経済的または環境的条件の改善のための寄附や出損をなす責任と解されている。<sup>(12)</sup> 確かにアメリカでは寄附や出損をなす行為が判例上重要問題となっており、また会社が社会的事業に寄附することを立法上認めている州も多いが、<sup>(14)</sup> ドッド (E. M. Dodd) とベリー (A. A. Berle, Jr.) の論争によって知られるとおり、<sup>(15)</sup> 寄附行為が法学、経営学の中心問題であるとは必ずしも言えないのである。寄附や出損をなす責任は、筆者によればいわばサービス責任 (Service responsibility) であってせいぜい、そういうような社会的責任を果すことが、会社の権利能力の問題として可能であるか否か (can or can not) という程度のことにはすぎない。

(4) 小島康裕教授は、企業の社会的責任論はすべて反独占の法理に収斂するという立場から「株式会社法においても反独占の法理は、基本的指導原理である。したがってもし、株式会社法の根本改正にあたって、『企業の社会的責任』を明確化する一般的規定を置くならば、現行独占禁止法一条と同趣旨の規定を、より明確化して置くべきである」と主張する。<sup>(16)</sup> その理由は、およそ次のとおりである。いわゆる「営業の自由」は、歴史的には国家による営業・産業規制からの自由であるだけでなく、何よりも、営業の「独占」(monopolies) と「制限」(restraints of trade) からの自由であり、それはわが国憲法学界の通説が解するような人権として追求されたものではなく、いわゆる「公序」(public policy) として追求されたものである。この営業の自由の公法的投影概念が「公共の福祉」である。営業の自由⇨独占禁止の立法化が独禁法であるから、独占禁止法はわが国最初の自由主義的反独占法である。この独占禁止法こそ市民法の論理の嫡流の嫡子であって、株式会社制度は独占禁止の法理に反しないかぎりに

において市民法的認知を与えられるにすぎない、というものである。

また、森淳二郎講師も「競争秩序維持」を内容とする「企業の社会的責任」の一般的规定を会社法に法定すべきであると主張する<sup>(17)</sup>。その理由は次のとおりである。元来、近代私法（市民法）が前提とする交換原理は市場経済の原理であったが、この市民法の市場原理への信頼が崩れ始めたところに経済的自由権を制約する新たな法理が登場するに至った。一つは独占禁止法であり、他は私法自体における「公共性」の法認であった。これらは自由な交換原理を制約するが交換原理による市場メカニズムを否定するものではない。ただ、独占禁止法は私的自治を制限し、公権力によって市場経済における競争秩序を設定するものに対し、私法は私的自治に即して、つまり、私的利益主体の利益調整ないし救済として競争秩序の維持をはからねばならない。会社法はその規範構造のいかんにより直接・間接に競争秩序に影響を及ぼす、というものである。

小島氏と森氏の提案は、理由づけは異なるが、企業の社会的責任Ⅱ競争秩序維持という結論は同じである。社会的責任の内容が明確である点はすぐれている。また、企業の社会的責任が競争秩序維持と矛盾するものでないことは言うまでもない。したがって、株式会社法の総則に、確認の意味で反独占の規定を設けることは、それなりに意義があろう。しかし、広義の社会的責任論は独禁政策的観点からの限定された視野からではなく、もっと大きな広がりをもった問題意識のもとに対処する必要がある。

経営学者の占部都美教授は企業の社会的責任が必要な根拠として、①市場の不完全性、②外部不経済および③シンブル・ミニマム (civil minimum) の三点を指摘される<sup>(18)</sup>。①は現在の産業界が完全自由競争ではなくて、多占または寡占の状態にあることを意味する。②は市場経済のなかで、各企業が利潤の極大化を目指して行動することによって、市場内部で経済性がたとえ達成されるとしても、各企業の行動の結果は、市場経済の外部に不経済を生じさ

せることを意味する。外部不経済の具体的例は、社会保障の立ち遅れ、公害による環境破壊などである。③は、すべての人は一市民として、最低賃金をはじめとして、余暇、医療、緑地、教育、住宅、道路、交通などの生活環境において、最低必要な福祉水準を保障されなくてはならないことを意味する。そして、②と③は企業のみでなく、国または地方公共団体が責任を負わねばならない問題である。経済学者の塩野谷祐一教授はこのことを逆に指摘する。すなわち、①企業が市場支配力をもち、②国家が公害などの外部不経済の発生を予防する規制をしていれば、企業の社会的責任は必要ではないと。<sup>(19)</sup>

右のような市場経済の原理によつては解決できない事態に対処するためには、競争秩序維持政策とは別の法手段によつて迫らなければならない。しかも、困難ではあるが、競争秩序維持政策とは矛盾しない、市場メカニズムを補完するような法的手段が必要である。たとえば、消費者の保護は元来市場メカニズムを通じてなされてきた。しかし、独禁法が完全に発動されても、なお解決できない問題として、欠陥商品の問題が発生してきた。これに対する対策としては法律または行政機関による保護ないし救済という方法もあるが、企業の意味決定に消費者が直接参加できるような法的仕組みが考えられてもよいのではないか。また、株主の提案権や解説請求権などの付与によつて、大衆株主の強化をはかれば、大株主や経営者の会社支配力はそれだけ抑制されることになり、これは間接的に競争秩序を確保することになる。<sup>(20)</sup>

註

(1) 「次期商法改正問題(座談会)」における谷口寿一氏の発言による。東京株式懇話会会報二八九号七頁。

(2) 石井孝史・前掲二七頁以下。

(3) 西原・前掲一一六頁。

(4) 西原・前掲一一六頁。

- (5) 大隅・前掲「商事法務」六一七頁、同旨・喜多川・前掲八頁。
- (6) 松田・前掲二二頁以下。
- (7) 竹内・前掲三八頁以下。
- (8) 松田・前掲二三頁。
- (9) 「公共の福祉」概念がきわめて包括的・抽象的な法概念であるため、これをあまり強調しすぎることは、かえって危険であるのと同様であろう。渡辺洋三「公共の福祉と基本的人権」思想昭和三十九年六月号二二六頁以下参照。
- (10) 竹内・前掲四二頁以下。
- (11) 田中誠・前掲一一頁。
- (12) 田中誠・前掲七頁。
- (13) 森田章「米国における企業の社会的責任論の展開 (一)」民商法雑誌七〇巻四号六六頁以下、中原俊明「米法における Corporate Social Responsibility の発展と現状 (一)」民商法雑誌七二巻三号二五頁以下。
- (14) American Bar Foundation, Model Business Corporation Act Annotated, 1971, P 74 et seq. 拙稿「米国模範事業会社法 (一)」法政理論一卷二号二二四頁以下参照。
- (15) A. A. Berle, Jr., Corporate Powers as Powers in Trust, 44 Harv. L. Rev. pp. 1049—1074 (1931); E. Merrick Dodd, Jr., For Whom are Corporate Managers Trustees? 45 Harv. L. Rev. pp. 1145—1163 (1932); Berle, For Whom Corporate Managers are Trustees: A Note, 45 Harv. L. Rev. pp. 1365—1372 (1932); Dodd, Book Review, 9 Univ. of Chi. L. Rev. pp. 538—549 (1942).
- (16) 小島・前掲「法学セミナー」九三頁。
- (17) 森・前掲一七頁以下。
- (18) 占部「企業の社会的責任にたいする経営学的接近」企業の社会的責任七八頁以下。
- (19) 塩野谷「民間部門の規制」現代社会と企業一九四—五頁。
- (20) 同旨・森・前掲一九頁。

#### 四 一般的規定に関する私見

##### (一) 個別的規定との関係

一般的規定に関する筆者の見解を表明するその前提として、個別的規定との関連について言及する必要がある。う。

筆者は、かつて、個別的規定について、あくまで中間段階での試論の域を出ないのであるが、大要つぎのように述べたことがある。<sup>(1)</sup>

①株式会社の規制区分の問題について、企業の社会的責任が問われているのは主として大株式会社企業であり、それに即応した規模の規制が必要である。②株主提案権について、細かい点は証券取引法および規則に譲るとしても、提案権自体は実体的権利であるから、大株式会社法に明文規定をおくことが望ましい。③企業の社会的責任を実効あらしめるため、取締役会の構成を改革すべきである。④環境情報の開示のため、営業報告書の記載事項の法定を検討すべきである。⑤社会的責任会計の問題についても検討すべきである。<sup>(2)</sup>

右のうち「取締役会の構成」については、最近改めて検討を加えたことがある。それを要約するときのとおりである。具体的提案として、①取締役会に社外取締役を導入すべきであるとの見解、②内部監査をしている部局を取締役会ないし常務会から独立させて、取締役会の決定をチェックするためのセクションとし、そのヘッドに業務担当でもなく、従業員でもない取締役いわば「内部監査担当取締役」を当てるべきであるとの見解、③消費者、地域社会など利害者集団別の担当取締役を導入すべきであるとの見解、④公共的な代表を政府が取締役に選任すべき

であるとの見解、⑤従業員、消費者、地域住民などの利害者集団の利益代表者を取締役に参加させるべきであるとの見解などがあるが、筆者は⑤の見解を採る。経営者支配を最も有効にチェックし、サンクション機能を発揮できると考えるからである。

⑤の見解を採る場合でも、取締役会一元論と、二元論が考えられるが、筆者は後者が妥当と考える。すなわち、取締役会を監査取締役会 (Supervisory Board) と、業務執行取締役会 (Managing Board) とに分ける構想である。そして、株主、従業員、消費者、地域住民などの利益代表者が、監査取締役会に構成員として参加し、その主たる職務は、①経営の基本方針に対する同意、②業務執行取締役の選任と解任、③業務執行取締役に対する社会的観点を含む業務監査権をもつことである。これに対して、業務執行取締役会は業務執行に必要な細部の問題のみではなく、社会的責任の遂行という問題を併せて、いわば微視的、巨視的な企業の課題の調整、解決を図らなければならない。その際業務執行取締役会は、対立し矛盾する各種の利害をいかに調整すべきであるか。業務執行取締役会の主観的判断に委ねるべきでないことは言うまでもない。あらかじめ、監査取締役会において、客観的基準が確立していることが望ましいが、それが無い場合は、最終的には監査取締役会における経営の基本方針に対する同意の問題として、解決するほかないであろう。

少し、具体的に考えてみよう。たとえば、企業はその「社会的責任（責務）」の一環として環境汚染の防止に最善の努力を払う必要があるが（公害基本三條）、このことは企業活動が公害取締法上の排出基準に違反しなければそれでよいとか、現実に被害が生じていなければそれでよいということでは決してない。条例は実情に応じて法律より厳しい基準を定めることができ（大気汚染防止法四條一項、水質汚濁防止法三條三項（五項））、また、個々の企業において、地域住民が企業と公害防止協定を締結することも認められている。この公害防止協定は、法令・条例

による規制の不備を補う役割を果たしているといわれる。そこで、監査取締役会に地域住民の代表が参加できる制度が確立されると、その取締役会において実情に応じてさらに法令・条例による規制の不備を補う役割をはたすすなわち、公害防止、被害者救済のために、法令で定められている以上に、企業が金を支出することも可能で、それだけ企業が社会的責任を真に果たすことになろう。

電力会社を例にとると、電力料金の値上げ申請は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであるなら、通産大臣がこれを認可しなければならないことになっている（電気事業法一九条）。しかし、これまでの電力料金値上げについては、産業界優先との非難があり、電灯料金の値上げ率を低めよという、いわゆる「福祉型料金」への要求が消費者団体からなされている。現行法の下では、通産省が電力会社の申請を「厳正」に査定するのを見守るほかはないが、監査取締役会に消費者代表や地域住民の代表が参加できる制度が確立されると、ナショナル・ミニマムの考えに基づいた価格政策が実現することが期待される。

銀行を例にとると、「大衆の資金を集めて、産業界へ」というのが、これまでの銀行の役割であった。しかし、一般に貸出総額の三、四〇%以上を個人に振り向ける欧米諸国に比べて、わが国の場合は住宅ローン残高は総貸出残高（信託勘定を含む）の五・五%に過ぎない<sup>(3)</sup>。これでは、大衆軽視が目立ち過ぎる。銀行のあり方をめぐって、目下、金融制度調査会を中心に検討が行なわれているとのことであり、銀行法の改正も急務であるが、銀行の監査取締役会に預金者の代表が参加できる制度が確立されると、銀行の姿勢も「生活優先」へと大きく変ることが期待できるのであるまいか。

なお、筆者の監査取締役会論の細部については、利害者集団の範囲、利害者集団の利益代表者の数、その比率、利益代表者の選出方法、その権限と責任など検討すべき点が多いことは、すでに述べたとおりである<sup>(4)</sup>。これらの点

は今後さらに掘り下げて行きたい。

(二) 一般的规定について

あくまで試案であり、まだ表現が熟しているわけではないが、筆者は企業の社会的責任に関する一般的规定として、「業務執行取締役は、株主、債権者、従業員、消費者、地域住民の利益を考慮して、会社のため忠実にその職務を遂行する義務を負う」というような規定を設けるべきであると考えている。

(1) まず、責任の主体を企業ではなく、取締役とすべき理由であるが、社会的責任をめぐる経営学、法学などの多年にわたる論争の成果をオーソドックスな形で採用するのが望ましいからである。この点、「立法措置によって、『社会的責任』の負担、遂行を経営者に義務づけることが必要になってくるであろう。ただし、その場合の法律理論ないし立法技術は、あくまでこの問題の経営理論を基礎とするものでなくてはならない。」との経営学者の言葉が示唆的である。<sup>(5)</sup> また、もう一つの理由は「企業」よりも「経営者」の義務の一部としてこれを定めるのが最も直接的・効果的と考えられるからである。<sup>(6)</sup> しかし、このことは、責任の主体として「企業」を否定するのではなく、<sup>(7)</sup> しないし、したがってまた「企業」の社会的責任に関する一般的规定の新設を否定する必要もない。

(2) 責任の主体が「業務執行取締役」となっているのは、筆者の提案する一般的规定が個別的規制のうち、とくに、既述したとおり取締役会の改革(監査取締役会と業務執行取締役会)を前提にしていることを意味する。

(3) 業務執行取締役が、その職務を遂行するに際して考慮すべき客体は、株主、債権者、従業員、消費者、地域住民である。

株主および債権者は企業に対する資本の提供者であって、社会的弱者ではなく、むしろ強者であることが多く、現行商法上もすでにその利益保護がはかられている。

大株主（多くは法人株主）と利益対抗関係にあつて、その地位の交替不可能な大衆株主や金融機関でない一般債権者はむしろ従業員、消費者、地域住民と、その利害が一致するか重なり合うことが少なくないであろう。

「法人」という疑似人間によって支配され、その利益を侵害されるのは、正に従業員、消費者、地域住民など社会的弱者である。これらの者の人間として生きる権利の尊重とその利益保護は、最近における緊急かつ深刻な課題である。

国家是最強者であるから、企業の社会的責任論で採りあげられる、いわゆる「利害関係者」ないし「利害者集団」(interests groups)には含むべきではない。<sup>(8)</sup>

(4) 業務執行取締役が利害者集団に対して、どのような内容の責任を負うか。これに関して、経済同友会は「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」において、つぎのような提言を行っている。すなわち、①株主の利益の確保、②従業員に対する適正な所得分配と安全・快適な職場の提供、企業内の人的能力の開発、③消費者に対する良質にして安全な財・サービスの効率的な供給、消費者の建設的批判の受け入れ、④公害防止、資源の有効利用、地域住民の建設的意見の受け入れ、よりよい環境の創造、都市開発と地域コミュニティの形成、企業外の人的能力の開発、福祉社会の実現などである。

企業の社会的責任を法的責任としてとらえる場合、広義においては、①社会的責務 (social obligation) と②サービス責任 (service responsibility) とから成ると考えられる。そして、①は企業が社会のため行なつてはならないこと (must not) または社会のために行なわねばならないこと (must) をその内容とする。たとえば、公害によつて、地域住民に被害を与えてはならないこと、または公害防除施設を設置しなければならないことが、その例である。そして、その内容の範囲は必ずしも一定することはできないとみるべきであろう。社会的責任概念のもつ

意義を消極的に扱えば、その範囲は狭くなるのは当然であるし、積極的に扱える場合には、自ら拡大されることになるからである。このような責務は具体的には法律のみでなく、たとえば各種の環境基準、条例、公害防止協定、企業が自主的に制定する行動基準などによって示される。②の例としては、社会事業に対する企業の寄付行為などが考えられる。そして、法的責任としては、①の社会的責務が中心とならざるをえないであろうと考える。

(5) 利益を「考慮して」という表現は、積極的に従業員や地域住民の要求するところに「従って」とか「基いて」という意味ではない。すなわち、会社や株主の利益をまったく無視しても、もっぱら社会的弱者のために尽くすというのではない。また、無制限に社会事業などに奉仕するという意味ではない。社会事業に寄付したために、企業がつぶれるようでは企業の社会的責任も行きすぎと言わねばなるまい。

筆者の試案は、社会的責任に関する業務執行取締役の責務を、会社に対する義務の具体的中味として促えようとしている。要するに、業務執行取締役の責務は、会社をめぐる各種利害関係者の利益の調整にあるのである。

(6) 一般的規定ではあるが、少なくとも責任の主体と客体を具体的な形で表現したので、個別的規定の解釈にあたり、その指針となり、まだ個別的規定が設けられていない問題領域をもカバーできる機能を有するであろう。たとえば、監査取締役会において、消費者や地域住民の代表が業務執行取締役に対して業務監査権（社会的責任に関する）を行使する際の有力な武器としてこの一般的規定が役立つと思われる。また、わが国の立法のなかには、「何々するように努めなければならない」という訓示的規定がかなり存在する（たとえば公害対策基本法三条二項、悪臭防止法一〇条など）。わが国の経営者は法律で定めがないと実際の行動に訴えないという特殊日本の傾向があると思われるので、一般的規定の訓示的性格を否定はできないが、やはり存在意義を有するであろう。

(7) 既述したとおり、個別的規定との関連において新設を提案された一般的規定であるから、消極論が懸念する

よ様な経営者の裁量権の不当拡大は充分防止しうると考へる。

## 註

- (1) 拙稿・前掲〔法政理論七卷一・二合併号〕一四二頁以下。
- (2) 拙稿「企業の社会的責任と取締役会の構成」法政理論八卷二号四六頁以下。
- (3) 昭和五年一月一八日付朝日新聞。
- (4) 拙稿・前掲〔法政理論八卷二号〕六九―七二頁。
- (5) 笛木正治「『社会的責任』の経営理論」一橋論叢五九卷六号二二七頁。
- (6) 同旨・田中誠・前掲二〇頁。
- (7) 拙稿・前掲〔法政理論七卷一・二合併号二三八―九頁。
- (8) 同旨・田中誠・前掲一一頁。